

社会福祉法人長生園行動計画

I 職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年7月1日～令和12年3月31までの5年間

2. 内容

目標:産前産後休業や育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

●令和7年4月～ 法に基づく諸制度の調査

II 女性職員の継続就業者が増えるよう、妊娠・出産・復職時における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31までの5年間

2. 内容

目標:妊娠中や産休・育休復帰後の女性職員のための相談窓口を設置する

<対策>

●令和7年4月～ 相談窓口の設置について検討